

原動機付自転車の改造をした方へ

本来、原動機付自転車はオートバイメーカーが安全性・耐久性などのあらゆる面から試験等を繰り返し、車両の生産を行っています。本来よりも大きなパワーが出る改造を行うと制動力・安全性の面で車体の性能が不足することが考えられます。

また、瑞穂町では原動機付自転車の総排気量等に対して、地方税法上規定されている項目に該当した標識を交付しているもので、改造した車両が「道路運送車両法の保安基準を満たしている」ということで交付しているわけではありません。

改造しても「1人乗り」が「2人乗り」等にはなりませんので、走行にあたっては、改造前と変わらないということをご承知おきください。

なお、車両種別が変更になるような改造を行った場合には、免許区分や保安基準などが該当車両種別のものとなり、必要免許の取得や整備を行っていない場合には、違反となり処罰の対象となることがありますのでご注意ください。

問い合わせ先 瑞穂町住民生活部税務課住民税係
電話番号 042-557-7519（直通）